MANI

マニー株式会社

証券コード：7730

第67期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年11月26日（木曜日）

開会▶午後1時（受付開始12時30分）

開会時刻が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

開催場所

ライトキューブ宇都宮 3階 中ホール

栃木県宇都宮市宮みらい1番20号（宇都宮駅東口直結）

目次

- 株主総会参考書類
- 事業報告
- 連結計算書類／監査報告
- 計算書類／監査報告

インターネット及び郵送による議決権行使期限

2026年11月25日（水曜日）午後5時20分

THE BEST QUALITY IN THE WORLD, TO THE WORLD

世界一の品質を
世界のすみずみへ



株主の皆様へ
レジリエンスを力に、強く前進

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第67期定時株主総会を2026年11月26日（木）に開催いたしますので、ここにご案内いたします。

当社グループは1956年の創業以来、「世界一の品質を世界のすみずみへ」のビジョンの下、高品質な医療機器を世界へ提供し続けてまいりました。おかげさまで本年、創業70周年という大きな節目を迎え、これもひとえに株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先様など、多くのステークホルダーの皆様のご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。

第67期は、前期に発生した中国ダイヤバー自主回収という大きな困難を乗り越え、売上高、利益ともに過去最高を更新することができました。この早期の業績回復を実現できたのは、長い歴史の中で築いてきたステークホルダーの皆様との強固な信頼関係と、創業以来培ってきた「科学する心で熱心に粘り強く」仕事に取り組む姿勢にあると考えています。当社グループで働く全ての役職員が一丸となって取り組んだ成果であり、改めて当社グループのレジリエンス（強靭性）を実感する１年間となりました。

また、中期経営計画の初年度として、将来の成長に向けた戦略も着実に進展しております。スマートファクトリーを軸とした生産革新、グローバルシェア拡大と戦略アライアンス、次世代基幹製品開発プロジェクトなど、中長期的な企業価値向上につながる様々な施策を開始いたしました。これらの取り組みを着実に成果へとつなげてまいります。

医療機器市場を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、当社グループは長年培ってきた微細加工技術と高品質を強みに、世界中の患者様と医療従事者の皆様に貢献し続けてまいります。中期経営計画の着実な実行を通じて、医療界におけるプレゼンスを一層高め、「真のグローバル企業」への進化を力強く進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

取締役兼
代表執行役社長　**渡部 眞也**

MANI

マニーが描く未来

目指す未来の実現に向けて

マニーの社会的使命は高品質な医療機器で世界の人々の幸福に貢献すること。
ミッション・ビジョン・バリューを体現することにより、
長期的な価値創造に取り組みます。

ミッション
ビジョン
バリューの体現



MISSION

**患者のためになり、
医師の役に立つ製品の提供を通して
世界の人々の幸福に貢献する**

VISION

世界一の品質を世界のすみずみへ

VALUE

**科学する心で熱心に粘り強く
「トレードオフ」へのこだわり
創造・進化へのたゆまぬ挑戦**

証券コード　7730
2026年11月11日
（電子提供措置の開始日 2026年11月4日）

株主各位

栃木県宇都宮市清原工業団地８番３
マニー株式会社
取締役兼代表執行役社長　渡部　眞也

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。**

当社ウェブサイト	https://mani.co.jp/
株主総会資料 掲載ウェブサイト	https://d.sokai.jp/7730/teiji/
東京証券取引所ウェブサイト （東証上場会社情報サービス）	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「マニー」又は「コード」に当社証券コード「7730」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年11月25日（水曜日）午後５時20分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

［インターネット等による議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、6～7頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時	2026年11月26日（木曜日）午後１時（受付開始12時30分）
2．場　　所	栃木県宇都宮市宮みらい１番20号 ライトキューブ宇都宮 ３階 中ホール
3．目的事項	報告事項 第１号 第67期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第２号 第67期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 議案 取締役７名選任の件
4．議決権の行使について	(1)書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本株主総会においては書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」、「使用人の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」と「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」と「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、記載しておりません。したがいまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査委員会が監査をした対象の一部であります。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

第67期期末配当金のお知らせについて

2026年10月15日開催の当社取締役会において、第67期の期末配当金は、１株当たり24円とし、2026年11月12日（木曜日）を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。

第67期期末配当金は本招集ご通知とあわせてお送りする「配当金領収証」により、払渡期間内（2026年11月12日から2026年12月11日まで）にお受け取りください。

配当金の口座振込をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「お振込み先について」を本招集ご通知とあわせてお送りしております。

株式数比例配分方式をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を本招集ご通知とあわせてお送りしております。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年11月26日（木曜日）
午後１時

書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後５時20分到着分まで

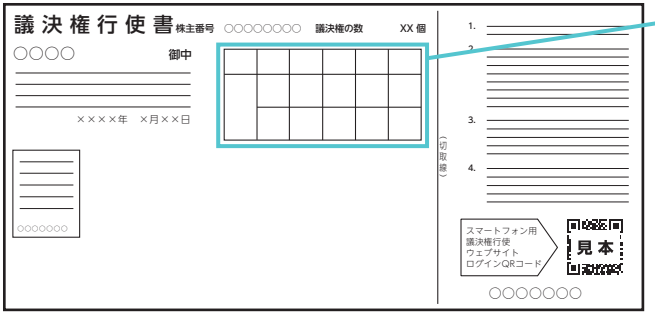
インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後５時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

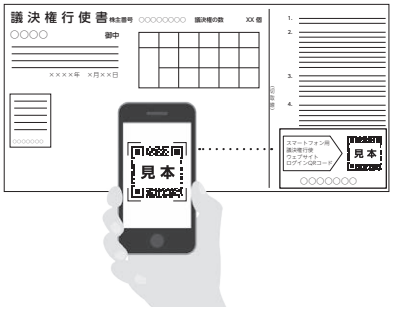
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

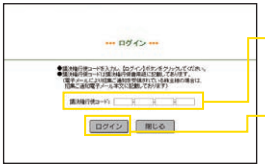
議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

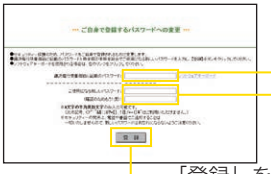
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00～21:00）

議決権電子行使プラットフォームについて
機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議　　案　取締役７名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役７名全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役７名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

各候補者の抱負を、当社ウェブサイト(https://mani.co.jp/ir/)にて掲載しております。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位・主な担当	候補者属性
1	渡部眞也（わたなべまさや）	取締役兼代表執行役社長	再任
2	栗田秀一（くりたしゅういち）	執行役専務	新任
3	髙橋一夫（たかはしかずお）	取締役、指名委員、報酬委員、監査委員	再任
4	光定洋介（みつさだようすけ）	社外取締役、取締役会議長、指名委員	再任　社外　独立
5	松井幸郎（まついゆきお）	社外取締役、監査委員長、指名委員、報酬委員	再任　社外　独立
6	笹　宏行（ささひろゆき）	社外取締役、指名委員長、報酬委員長、監査委員	再任　社外　独立
7	土屋奈生（つちやなお）	社外取締役、報酬委員、監査委員	再任　社外　独立

（注）１．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により塡補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

２．当社は、会社法第430条の２第１項に基づき、取締役又は執行役の職務執行に関連して生じた費用及び損失について、当該役員に補償を行う旨の会社補償契約を役員との間で締結しており、役員が法令違反の疑い又は責任追及に係る請求を受けた場合に必要となる弁護士費用等の防御費用や、確定判決又は和解に基づき第三者に対して支払う損害賠償金等について、通常要する範囲で当社が補償することを定めております（役員が悪意又は重過失をもって職務を執行した場合や、会社法第423条第1項に基づく責任を負う場合等については補償の対象外）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該契約を継続予定及び新任者は新たに締結を予定しております。

（ご参考）取締役候補者のスキルマトリックス

氏　名	企業経営	グローバル	製造・技術・研究開発	営業・ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ	ガバナンス	財務・会計	法務・リスク管理
渡部眞也	○	○	○	○	○		
栗田秀一	○	○		○	○		
髙橋一夫	○		○	○	○	○	○
光定洋介	○	○			○	○	○
松井幸郎	○	○		○	○		○
笹　宏行	○	○	○	○	○		
土屋奈生	○	○			○		○

本議案が承認された場合の取締役会議長、各委員会の構成は以下を予定しております。

当社は指名・報酬・監査の3委員会を置き、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制（指名委員会等設置会社）を採用しております。指名委員会等設置会社である当社の業務執行は執行役が行っており、執行役を兼務しない取締役（非業務執行取締役）はこれを行わず、主に監督機能を担っております。

取締役会	光定洋介（議長）
指名委員会	笹宏行（委員長）、髙橋一夫、松井幸郎
報酬委員会	土屋奈生（委員長）、笹宏行、光定洋介
監査委員会	松井幸郎（委員長）、髙橋一夫（常勤）、土屋奈生

（注）上記は、本定時株主総会終結後に予定している体制を記載しており、髙橋一夫氏については常勤の監査委員として選任される予定です。

候補者番号

1

渡部　眞也（わたなべ　まさや）

（1958年１月31日生 満68歳）

再任



所有する当社株式の数

8,975 株

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

略歴、当社における地位、担当

1982年４月　㈱日立製作所入社
2009年３月　日立グローバルストレージテクノロジーズ社（米国）取締役チーフストラテジスト就任
2012年４月　㈱日立製作所執行役常務 情報・通信システム社CSO兼CIO就任
2014年４月　同社執行役常務 日立アメリカ社(米国)取締役社長兼日立コンサルティング(米国)会長就任
2015年４月　同社執行役常務 ヘルスケア社社長就任
2017年６月　一般社団法人 医療機器産業連合会会長就任
2019年４月　㈱日立製作所執行役常務 CISO兼Smart Transformation強化本部長就任
2020年６月　みらかホールディングス㈱（現 H.U.グループホールディングス㈱）取締役兼代表執行役副社長 COO＆CIO就任
2022年11月　当社社外取締役就任
2023年１月　㈱CROSS SYNC 社外取締役就任
2023年８月　内閣府日本医療研究開発機構審議会委員就任（現任）
2023年11月　当社取締役会議長就任
2024年１月　愛媛大学医学系研究科ヘルスケアデータサイエンス講座客員教授
2024年11月　当社取締役兼代表執行役社長就任、CEO（最高経営責任者）（現任）
2025年４月　国立健康危機管理研究機構顧問就任（現任）

重要な兼職の状況

内閣府日本医療研究開発機構審議会委員
国立健康危機管理研究機構顧問

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

グローバル企業での経営者としての豊富な経験と知見や、公職や産業界での活動などを通じた幅広い視点を当社の経営に活かすとともに、取締役兼代表執行役社長 最高経営責任者として重要な役割を果たしております。取締役会の実効性や意思決定機能を更に強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号
2

栗田　秀一（くりた　しゅういち）

（1961年10月3日生 満65歳）

新任



所有する当社株式の数
7,006 株

取締役会への出席状況
ー％（ー回／ー回）

略歴、当社における地位、担当

1986年 4月　日本光電工業(株)　入社
2004年 4月　同社営業本部企画部　部長就任
2010年 4月　同社海外事業本部　販売推進部　部長就任
2011年 4月　同社ブラジル現地法人　社長就任
2016年 6月　同社執行役員　人事部長就任
2018年 4月　同社執行役員　海外事業本部　営業統括部　部長就任
2022年 4月　同社執行役員　事業戦略本部　副本部長就任
2023年 4月　同社執行役員　事業戦略本部　本部長就任
2024年 5月　当社入社
　　当社執行役専務就任（現任）
2024年 9月　当社ビジネス部門長就任（現任）
　　当社グローバル営業本部長就任
2026年 9月　当社グローバル営業部長、人財開発部長就任（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

国内医療機器メーカーで国内外営業、事業戦略、人事・経営企画など多岐にわたる経験を有しております。現在、当社の執行役専務としてビジネス部門長等を務めており、グローバルな視点とその実行力で当社の持続的な成長と更なる企業価値向上への貢献が期待されるため、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号
3

髙橋（たかはし） 一夫（かずお）

（1955年１月17日生 満71歳）

再任



所有する当社株式の数
44,530 株

取締役会への出席状況
100%（15回／15回）

略歴、当社における地位、担当

1978年３月　㈱ホギ（現㈱ホギメディカル）入社
2009年６月　同社取締役経営企画部長兼製品管理部長就任
2013年８月　当社顧問就任
2014年11月　当社執行役就任
2016年11月　当社執行役常務就任
2018年11月　当社取締役就任（現任）
　　当社執行役副社長就任
2020年11月　当社代表執行役副社長就任
2021年11月　当社執行役副社長就任
2024年９月　当社社長補佐（特命事項）、CRO就任
2025年５月　当社CFO、経営企画室長就任

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

医療機器製造会社における長年の豊富なビジネス経験と幅広い知識を有しております。2025年8月末をもって執行役を退任しておりますが、当社副社長として会社の体制の根幹を担う重要な役割を果たしてきた経験を活用し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

みつ さだ　よう すけ
光定　洋介

（1963年12月24日生 満62歳）

再任　社外取締役　独立役員



所有する当社株式の数

7,100 株

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

略歴、当社における地位、担当

1986年 4月　日本債券信用銀行（現㈱あおぞら銀行）入行
1999年10月　ユニゾン・キャピタル㈱入社
2002年 5月　㈱東ハト監査役就任
2002年 7月　有限会社ボルサ取締役就任（現任）
2005年 3月　あすかアセットマネジメントリミテッド（現あいざわアセットマネジメント㈱）入社
2007年 4月　産業能率大学経営学部准教授
2012年 4月　産業能率大学経営学部教授（現任）
2013年 7月　あすかアセットマネジメント㈱(現あいざわアセットマネジメント㈱)入社
2013年 8月　あすかコーポレイトアドバイザリー㈱取締役ファウンディングパートナー就任（現任）
2016年11月　夢の街創造委員会㈱（現㈱出前館）社外取締役就任
2019年 6月　㈱ファイズ（現ファイズホールディングス㈱）社外取締役就任
2021年 6月　共同印刷㈱社外取締役就任（現任）
2023年11月　当社社外取締役就任（現任）
2024年 7月　当社取締役会議長就任（現任）

重要な兼職の状況

産業能率大学経営学部教授
共同印刷(株) 社外取締役

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

株式投資業務を通じた豊富なビジネス経験、ファイナンス分野の深い知識、及び複数社での独立社外取締役経験を有しております。これらの知見を活かし、客観的な立場から当社の経営監督の実効性向上と取締役会の適切な意思決定の確保につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）1．当社は、光定洋介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
2．光定洋介氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって３年となります。
3．当社は、光定洋介氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4．光定洋介氏は、2021年6月より共同印刷㈱の社外取締役に就任し現在に至っておりますが、同社は、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等に関して、遅くとも2016年5月6日から2019年10月7日までの間に、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、2022年3月3日、公正取引委員会より、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。同氏は、当該違反行為後に就任しておりますが、就任後に他の社外役員と共同して原因究明及び再発防止策ならびに社内ルールの整備等に関して助言、意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

候補者番号
5

松井（まつい）　幸郎（ゆきお）

（1962年１月24日生 満64歳）

再任　社外取締役　独立役員



所有する当社株式の数
700株

取締役会への出席状況
100%（15回／15回）

略歴、当社における地位、担当

1984年４月　藤沢薬品工業㈱（現アステラス製薬㈱）入社
2012年４月　アステラス製薬㈱ アジア・オセアニアMarketing & Business Management部長就任
2015年４月　同社執行役員 グローバルマーケティング戦略機能長就任
2016年４月　同社執行役員 欧州・中近東・アフリカ事業長就任
2018年７月　同社専務担当役員 販売統括担当（Chief Commercial Officer）就任
2024年４月　Goldman Sachs Asset Management Value Accelerator Operating Advisor就任（現任）
2024年４月　東邦ホールディングス㈱ アドバイザー就任（現任）
2024年11月　当社社外取締役就任（現任）

重要な兼職の状況

Goldman Sachs Asset Management Value Accelerator Operating Advisor
東邦ホールディングス(株) アドバイザー

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

ヘルスケア業界でグローバルの経験が豊富であり、事業変革、内部統制等の知見に加え、多様性への理解や人材育成を含むグローバルなリーダーシップを有しております。これらを当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主としてグローバルなコンプライアンスの見地から、当社取締役会の適切な意思決定の確保につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）１．当社は、松井幸郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
２．松井幸郎氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって２年となります。
３．当社は、松井幸郎氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号
6

笹（ささ） 宏行（ひろゆき）

（1955年９月14日生 満71歳）

再任　社外取締役　独立役員



所有する当社株式の数

ー 株

取締役会への出席状況

100%（10回／10回）

略歴、当社における地位、担当

1982年４月　オリンパス光学工業㈱（現オリンパス㈱）入社
2007年６月　オリンパス㈱　執行役員就任
2007年６月　オリンパスメディカルシステムズ㈱　取締役就任
2012年３月　オリンパス㈱　社長付 兼 情報通信事業プレジデント付就任
2012年４月　同社　代表取締役社長執行役員就任
2019年４月　同社　取締役就任
2020年６月　㈱京三製作所　社外取締役就任（現任）
2022年６月　兼松㈱　社外取締役就任（現任）
2023年６月　㈱アマダ　社外取締役就任（現任）
2025年11月　当社社外取締役就任（現任）

重要な兼職の状況

㈱京三製作所　社外取締役
兼松㈱　社外取締役
㈱アマダ　社外取締役

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

CEOとして企業の変革をリードした経験を通し、企業経営における豊富な経験と幅広い知識を有しております。これらを当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、当社取締役会の適切な意思決定の確保、ガバナンスの強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）１．当社は、笹宏行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
２．笹宏行氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年となります。
３．当社は、笹宏行氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号
7

土屋（つちや）　奈生（なお）

（1973年10月23日生 満53歳）

再任　社外取締役　独立役員



所有する当社株式の数
200株

取締役会への出席状況
100%（10回／10回）

略歴、当社における地位、担当

2003年10月　第一東京弁護士会登録、隼国際法律事務所（現隼あすか法律事務所）入所
2012年１月　隼あすか法律事務所パートナー就任
2012年６月　㈱シーボン社外監査役就任
2014年11月　PwC弁護士法人パートナー就任
2016年５月　㈱ラック　入社
2016年11月　同社執行役員法務部長就任
2018年６月　㈱メイコー社外取締役就任（現任）
2020年６月　㈱ラック非常勤取締役就任
2020年７月　ヤフー㈱（現LINEヤフー㈱）入社
2020年10月　同社法務統括本部法務本部長就任
2023年４月　同社執行役員法務統括本部長就任
2024年４月　LINEヤフー㈱ 執行役員 法務統括本部長就任
2025年10月　同社執行役員 法務コーポレートビジネスユニットリード就任（現任）
2025年11月　当社社外取締役就任（現任）

重要な兼職の状況

㈱メイコー　社外取締役
LINEヤフー㈱ 執行役員　法務コーポレートビジネスユニットリード

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士として企業法務、M&A、企業再編などに関する高度な専門知識とインハウスロイヤーとしての豊富な経験を有しております。これらを当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、企業の法務戦略やガバナンス体制構築の見地から社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、当社取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）１．当社は、土屋奈生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
２．土屋奈生氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年となります。
３．当社は、土屋奈生氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

以　上

事業報告（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度における事業の経過及び成果について、特筆すべき内容は下記のとおりです。

中国で「マニーダイヤバー」の販売を2025年11月より再開し、当初目標を前倒しで達成

当社が製造販売する「マニーダイヤバー（一般的名称：歯科用ダイヤモンドバー）」について、2025年３月より自主回収を実施し、同年８月までに概ね回収を完了しました。

その後、2025年10月29日に中国規制当局より承認を受けたことから、同年11月より販売を正式に再開いたしました。中国販売子会社による精力的な活動等により、多数の顧客（代理店・エンドユーザー）から注文が再開され、業績回復が想定以上に進んでおります。当連結会計年度においては、当初目標（２年間で回収前の約９割に回復）を前倒しで進捗しており、売上高は年間22億円（回収前の88％）まで回復しました。

新製品開発の進捗

中期経営計画2029では、研究開発力を抜本的に強化し、次世代の基幹製品を創出することを重点目標のひとつとして掲げております。2026年８月期からは「新製品開発プロジェクト」をスタートし、次の主力製品となる新製品の開発に着手していきます。

前中期経営計画から開発を進めている新製品の進捗については下記の通りです。

製　品	進　捗
NiTiロータリーファイル「JIZAI」	・2021年に上市し、日本・インド・ベトナムを中心に販売 ・根管追従性に強みを持つ製品として開発 今後の取り組み ・中国で薬事承認を取得し、2026年９月より事業立ち上げ ・切削力を強化したJIZAI-2を2027年から販売予定 ・スマートファクトリーでの量産を2026年９月から開始

製　品	進　捗
硝子体鑷子	・2023年に上市し、日本を中心に販売 ・高い剛性と精度に強みを持つ製品として開発 今後の取り組み ・グリップ性を向上した製品（27G及び25G）を開発、2026年４月に日本で発売 ・2028年８月にスマートファクトリーで本格自動化量産を開始予定 ・今後、欧州・米国・中国・インドでの展開を予定

ドイツMANI MEDICAL GERMANY GmbH（以下、MMG）の歯科修復材事業の進捗

ドイツ子会社MMGの業績立て直しの一環として、下記３つの改革施策を展開することを決定しました。欧州におけるデンタル事業の競争力強化と持続的な成長を図ります。

①OEMビジネスの選択と集中

OEM顧客80社に対する取引条件の見直しを進めるとともに、共創により成長性と収益性を強化させていける顧客に注力します。

②自社ブランド製品を中心とした事業への転換

自社ブランドでの3つの製品（「MANIFill（歯科充填材）」、「MANIBond（歯科ボンディング材）」、「MANIShine（歯科ブリーチング材）」）を、2025年９月より欧州で販売を開始しました。さらに、マニーグループの販売網を活かして、アジアなどに展開をしています。また、生産／サプライチェーンマネジメントの標準化により、収益性の向上を目指しています。

③MANIデンタル製品の欧州販売拠点化

歯科修復材に加え、バー類やファイル類などのデンタルビジネスをMMGに移管し、欧州における顧客接点を強化し、売上の拡大と営業効率の向上を図ります。

ドイツ販売代理店iRIS EYE GmbH社（以下、iRIS社）へ出資（持分法適用関連会社化）

2025年12月22日、ドイツ眼科販売代理店であるiRIS社の主要出資者から発行済持分の36.67%を取得し、iRIS社を持分法適用関連会社とする持分譲渡契約を締結いたしました。本出資を通じて、眼科製品を中心とするサージカル事業のさらなる成長に向け、欧州を重点地域の一つとして位置付け、iRIS社を中核とした営業体制の強化を進めてまいります。

スイス歯科医療機器スタートアップOdne AGとの資本業務提携

歯科領域における製品ポートフォリオの強化を目的として、スイスの歯科医療機器スタートアップ企業である Odne AG（以下、「Odne社」（オドネ））との間で資本業務提携契約を締結いたしました。Odne社との提携により、当社は根管治療における洗浄・充填領域に参入し、切削から修復までの一連の根管治療のプロセス全体をカバーすることが可能となります。また、本契約では、当社はOdne社へ投資するとともに、Odne製品の日本における独占販売を行い、アジア市場への展開や製品製造での協力についても協議を行う予定です。

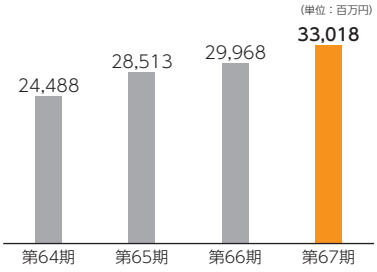
当連結会計年度の事業の状況

円安環境の継続が海外売上高を押し上げたことに加え、中国におけるダイヤバーの販売再開やインドでの販売増加を背景にデンタル関連製品の増収が顕著であったほか、欧州及び北米でのサージカル関連製品の好調な販売、中国、タイ及びインド等のアジア地域でのアイレス針関連製品の販売が増加したこと等により、売上高は33,018百万円（前期比10.2％増）となりました。売上高の増加及びダイヤバー販売再開による売上原価率の改善により、売上総利益は21,976百万円（同13.8％増）と増益となりました。前期に計上された決算賞与の影響が解消された一方、成長に向けて本社における人件費やアメリカ子会社MANI MEDICAL AMERICA, INC.の事業立ち上げに伴う費用を確保し、また、MMGの組織改革を進めていることにより、販売費及び一般管理費は12,032百万円（同8.2％増）となりました。売上高及び売上総利益の増加がこれらの費用増を吸収し、営業利益は9,943百万円(同21.4％増)と大幅な増益となりました。営業利益の増益に加え、円安進行による為替差益を計上したことにより、経常利益は10,554百万円(同27.6％増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、7,237百万円(同55.9％増)と大幅な増益となりました。なお、高根沢工場閉鎖等に伴い減損損失302百万円を特別損失に計上しております。

連結業績の状況

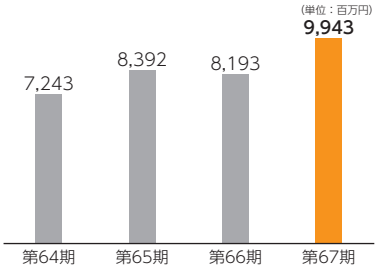
売上高

33,018百万円　前期比 10.2％増



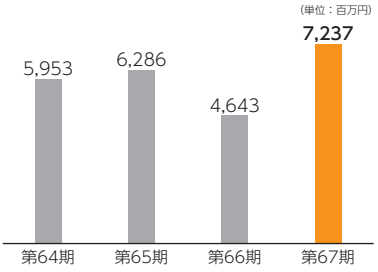
営業利益

9,943百万円　前期比 21.4％増



親会社株主に帰属する当期純利益

7,237百万円　前期比 55.9％増



セグメント別状況

サージカル関連製品



売上高
10,172百万円
（前期比＋9.7%）

営業利益
3,551百万円
（前期比＋15.3%）

白内障手術で使用される眼科ナイフの販売が欧州、日本、北米、タイで好調に推移したこと等により、増収増益となりました。

アイレス針関連製品



売上高
12,098百万円
（前期比＋8.2%）

営業利益
4,678百万円
（前期比＋16.9%）

中国、タイ及びインド等のアジア地域でアイレス針の受注が増加したことにより、増収増益となりました。

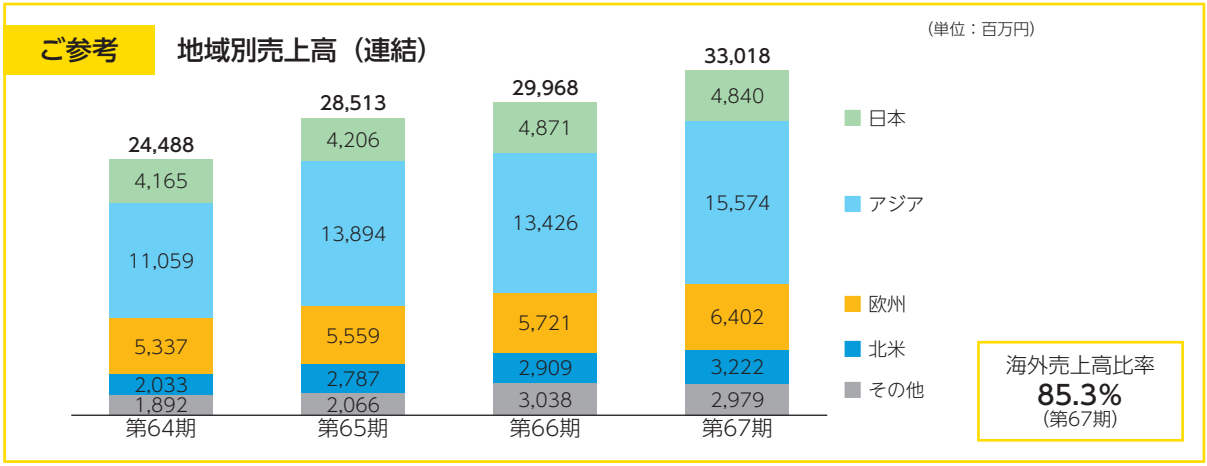
デンタル関連製品



売上高
10,748百万円
（前期比＋13.0%）

営業利益
1,713百万円
（前期比＋54.3%）

中国においてダイヤバーの再販売が想定以上に進捗したこと等により、大幅な増収増益となりました。



（2）設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は1,147百万円となりました。これは主に、花岡工場における生産設備等への投資によるものです。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に係る所要資金については、全額自己資金により充当いたしました。

（4）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

（5）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

（6）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

（7）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2025年12月22日、ドイツ眼科販売代理店であるiRIS EYE GmbH社の主要出資者から発行済持分の36.67%を取得し、同社を持分法適用関連会社としております。

(8) 対処すべき課題

事業環境

当社がターゲットとする医療機器市場は、市場の継続的な成長に加え、治療の低侵襲化や技術イノベーションの継続的な進展を背景に、世界的な製品需要の増加が見込まれています。他方、新興国における自国産優遇政策や新興国企業とのコスト競争等、競争環境は激化しています。

このような環境下、当社グループは、引き続き製品毎に、かつ、その製品の特性毎に「世界一の品質を世界のすみずみへ」提供する方針の下、更なる企業価値向上に向けた取組みを推進しています。

中期経営計画2029の概要

当社は、2025年10月8日に発表した新たな中期経営計画において、「ダントツ製品の提供、医療現場の課題解決を通じて信頼される企業」への進化を目指しています。従来から掲げてきた「世界一」へのこだわりとグローバル・ニッチ・トップ戦略を維持することで高収益体質を実現しつつ、医療現場の課題解決を起点とした事業戦略への転換を図ります。加えて、戦略的アライアンスやM&A等のインオーガニック施策を活用した新たな価値の創出により、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

中期経営計画2029の概要は以下の通りです。

①事業戦略

・全てのセグメントにおいて収益性を伴った成長を目指す
・コア技術を活かした製品開発と戦略的アライアンスの展開

	事業目標
サージカル（眼科）	・眼科ナイフのシェア拡大（グローバルシェア35%→50%） ・緑内障・硝子体手術向け製品ラインナップ拡充 ・戦略アライアンスの強化（製薬会社との共創、米国MST社との販売提携）
サージカル（外科）	・微細加工技術を活かせる成長セグメントとして再定義し、事業強化 ・新製品開発プロジェクトを立ち上げ、新たな事業機会を探索
アイレス	・独立系針メーカーとして、グローバル№2のポジションを維持・強化 ・マイクロ針やロボット手術など、高付加価値製品を成長領域に投下 ・中国GPO（政府集中購買）への対応、コストダウンの推進
デンタル	・根管治療製品のポートフォリオを拡大（MANI Endodontic Compass） ・歯科修復事業の収益性改善

②売上拡大に向けたグローバル戦略

・北米、欧州、アジアの売上拡大にフォーカス
・地域統括拠点（RHQ）のグローバル５極体制による地域に根差した事業成長の加速
・価格競争から脱却し、臨床価値と高品質によるブランド価値の強化

③収益性向上とキャッシュ創出力の強化
・継続的な原価低減、グローバル生産体制の最適化による生産コストの改善
・BPR/DXによる業務プロセスの改善、販管費比率の改善
・サプライチェーンマネジメント改革によるCCC（Cash Conversion Cycle）の改善
・グローバルキャッシュマネジメント

④長期的な成長に向けた経営基盤の強化
＜製品開発力の抜本的な強化＞
・研究開発プロセス革新による開発スピードの向上
・オープンイノベーションの活用や次世代製品、加工技術への取組み推進
＜サステナビリティ推進＞
・成長戦略を実行する人財育成・獲得、挑戦する企業文化の醸成、DE&Iを含む人的資本経営推進
・人権方針の順守、環境負荷低減、サプライチェーン管理、第３者評価の獲得とスコア向上

⑤企業価値向上と成長投資
・成長戦略を実行し、営業キャッシュ・フローを1.5倍に向上
・投資の重点を生産投資から成長投資へシフト
・200億円のM＆A投資枠を設定
・安定的増配による株主還元（DOE8％を目安とした財務運営）

⑥業績目標

指標		2026年8月期 実績※	2029年8月期（目標） ベースプラン
売上高		330億円	450億円
営業利益（率）		99億円 (30.1%)	145億円 (32%)
純利益		72億円	105億円
EBITDA		124億円	180億円
ROE		12.9%	16%
	売上高純利益率	22%	23%
	総資産回転率	0.54回	0.62回
	財務レバレッジ	1.09	1.09

※実績については、四捨五入で記載しております。

メ　モ

TOPICS

67期 活動実績

1 戦略アライアンスの進展

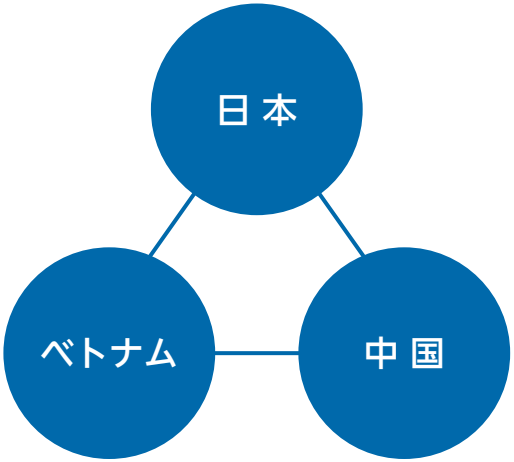
iRIS EYE

2025年12月
ドイツ眼科販売代理店
iRIS EYE社との資本業務提携を発表

Odne

2026年9月
スイス歯科スタートアップ
Odne社との資本業務提携を発表

2



グローバル 3拠点生産体制への移行

日本：マザー工場、花岡工場に集約（2026年9月）
ベトナム：主力生産工場
中国：中国市場向け工場（2028年稼働予定）

3

製品戦略の強化

2025年9月
ドイツMMG（歯科修復材）
自社ブランド3製品を欧州で販売開始





2026年4月
硝子体鑷子
グリップ性を向上した製品
（27G及び25G）の国内販売開始

Corporate ESG Performance
RATED BY ISS STOXX
Prime

4

サステナビリティ

2026年4月
ISS Stoxx
「Prime Status」に初認定

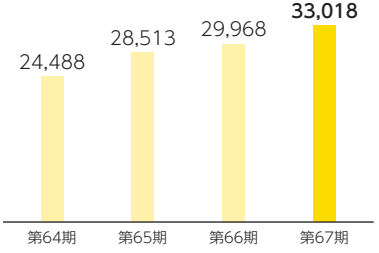
(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移（連結ベース）

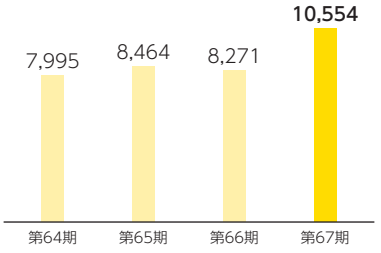
区　分		第 64 期 2023年8月期	第 65 期 2024年8月期	第 66 期 2025年8月期	第 67 期 (当連結会計年度) 2026年8月期
売上高	(百万円)	24,488	28,513	29,968	33,018
経常利益	(百万円)	7,995	8,464	8,271	10,554
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,953	6,286	4,643	7,237
1株当たり当期純利益	(円)	60.46	63.82	47.14	73.47
総資産	(百万円)	54,977	57,177	57,987	65,087
純資産	(百万円)	49,827	52,330	53,561	58,986

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により計算しております。

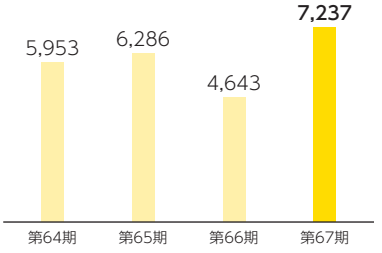
売上高（単位：百万円）



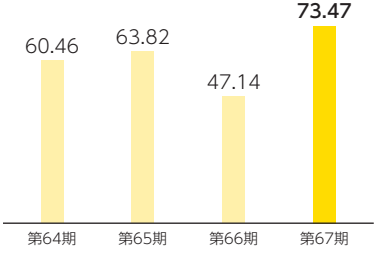
経常利益（単位：百万円）



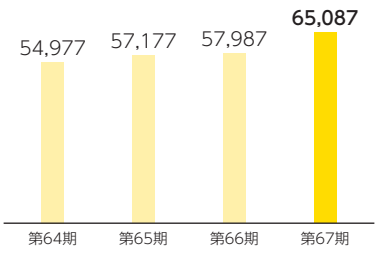
親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）



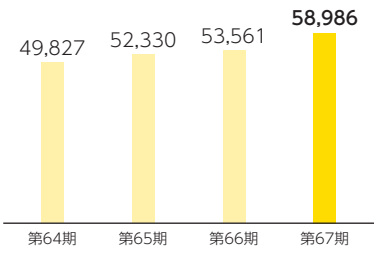
1株当たり当期純利益（単位：円）



総資産（単位：百万円）



純資産（単位：百万円）

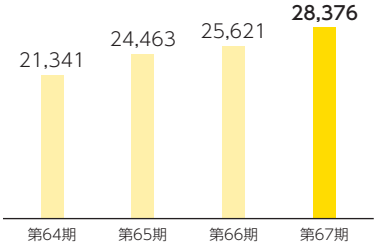


② 当社の財産及び損益の状況の推移（単体ベース）

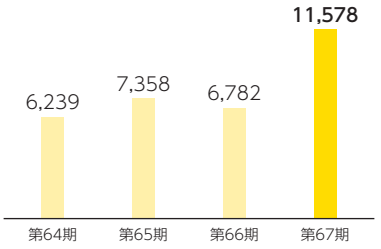
区　分		第 64 期 2023年８月期	第 65 期 2024年８月期	第 66 期 2025年８月期	第 67 期 (当事業年度) 2026年８月期
売上高	(百万円)	21,341	24,463	25,621	28,376
経常利益	(百万円)	6,239	7,358	6,782	11,578
当期純利益	(百万円)	4,499	5,395	4,814	8,607
１株当たり当期純利益	(円)	45.69	54.78	48.87	87.38
総資産	(百万円)	43,539	44,690	45,840	51,924
純資産	(百万円)	39,033	40,819	41,815	46,483

（注）１株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により計算しております。

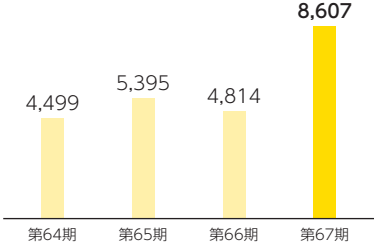
売上高（単位：百万円）



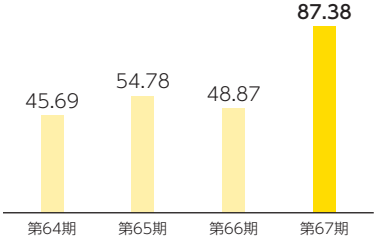
経常利益（単位：百万円）



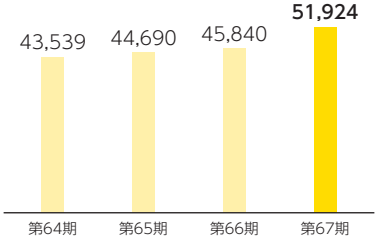
当期純利益（単位：百万円）



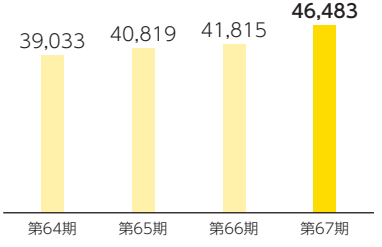
１株当たり当期純利益（単位：円）



総資産（単位：百万円）



純資産（単位：百万円）



(10) 重要な親会社及び子会社の状況（2026年８月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
MANI HANOI CO., LTD.(ベトナム)	9,862万米ドル	100%	当社製品の加工
MANI YANGON LIMITED (ミャンマー)	380万米ドル	100%	当社製品の加工
MANI VIENTIANE SOLE CO., LTD. (ラオス)	300万米ドル	100%	当社製品の加工
馬尼医療器械(佛山)有限公司（中国）	2,901万元	100%	当社製品の加工
MANI MEDICAL HANOI CO., LTD (ベトナム)	40万米ドル	100%	当社グループ製品の販売
馬尼(北京)貿易有限公司（中国）	700万元	100%	当社製品の販売
MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED（インド）	49百万ルピー	100%	当社グループ製品の販売 当社の業務請負
MANI ASIA SDN. BHD.（マレーシア）	１百万リンギット	100%	当社製品の販売
MANI MEDICAL AMERICA, INC.（米国）	１百万米ドル	100%	当社製品の販売 当社の業務請負
マニー・リソーシズ株式会社	15百万円	100%	当社の業務請負
MANI MEDICAL GERMANY GmbH（ドイツ）	25千ユーロ	100%	当社製品の販売 歯科修復材等の開発・製造・販売

（注）１．2026年４月に中華人民共和国広東省佛山市において、当社100%出資子会社である馬尼医療器械(佛山)有限公司を設立いたしました。

２．当社子会社であるMANI ASIA SDN. BHD.は、当連結会計年度中にMANI MEDICAL DEVICE MALAYSIA SDN. BHD.から商号を変更いたしました。

2．会社の株式に関する事項（2026年８月31日現在）

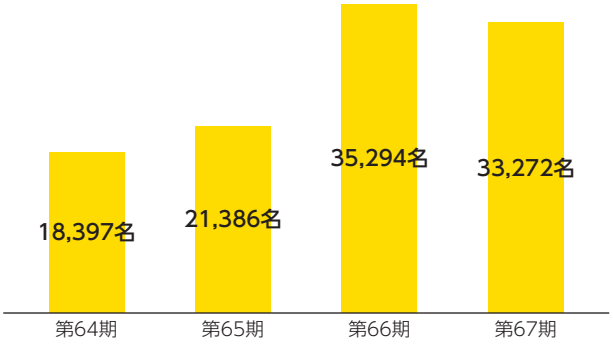
（１）発行可能株式総数　356,400,000株
（２）発行済株式の総数　107,003,277株
（３）株主数（単元未満株主含む）　33,272名
（４）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,923,300	13.12
マニックス株式会社	10,600,000	10.76
松谷技研株式会社	5,084,000	5.16
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,979,400	4.04
公益財団法人マニー松谷医療奨学財団	3,200,000	3.25
野村信託銀行株式会社（投信口）	2,124,100	2.16
松谷貫司	2,109,800	2.14
株式会社正光	2,048,000	2.08
松谷正光	2,034,400	2.07
松谷正明	1,788,200	1.82

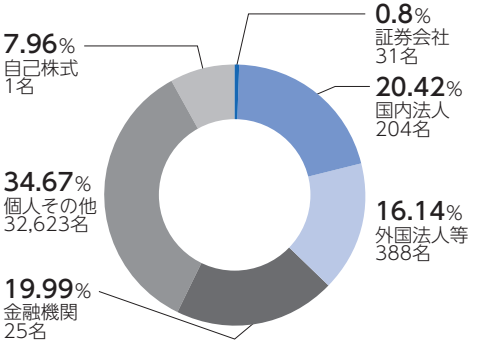
（注）１．当社は自己株式を8,518,633株保有していますが、上記大株主からは除いています。
２．持株比率は自己株式8,518,633株を控除して計算しております。

（ご参考）

株主数の推移



株式分布状況（2026年8月31日現在）



（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	－	－
社外取締役	－	－
執行役	－	－
合計	－	－

（注）1. 当社の株式報酬の内容については、「会社役員に関する事項（5）取締役及び執行役の報酬等の総額」に記載しております。
2. 役員報酬制度の改訂に伴い、当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式はありません。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び執行役の状況（2026年８月31日現在）

①取締役の状況

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	渡部　眞也	内閣府日本医療研究開発機構審議会委員 国立健康危機管理研究機構顧問
取締役	髙橋　一夫	指名委員、報酬委員、監査委員、常勤顧問
取締役	髙井　壽秀	
取締役	光定　洋介	取締役会議長 指名委員 産業能率大学経営学部教授 共同印刷（株）社外取締役
取締役	松井　幸郎	監査委員長、指名委員、報酬委員 Goldman Sachs Asset Management Value Accelerator Operating Advisor 東邦ホールディングス（株） アドバイザー
取締役	笹　宏行	指名委員長、報酬委員長、監査委員 （株）京三製作所 社外取締役 兼松（株）社外取締役 （株）アマダ 社外取締役
取締役	土屋　奈生	報酬委員、監査委員 （株）メイコー社外取締役 LINEヤフー（株）執行役員 法務コーポレートビジネスユニットリード

（注）１．取締役光定洋介氏、松井幸郎氏、笹宏行氏、土屋奈生氏は、社外取締役であります。なお、当社は光定洋介氏、松井幸郎氏、笹宏行氏、土屋奈生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．当社は、監査委員会の職務を補助するものとして監査委員会室を設置し、重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部監査部門及び執行役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保しております。なお、第68期より常勤監査委員を選任することとしており、本定時株主総会で髙橋一夫氏が取締役として選任された場合、髙橋一夫氏を常勤の監査委員として選任する予定です。

３．髙橋一夫氏は、2026年８月31日をもって常勤顧問を退任しております。

②執行役の状況

会社における地位	氏　　名	担　当
執行役会長	齊藤　雅彦	技術フェロー
代表執行役社長	渡部　眞也	CEO（最高経営責任者）
執行役専務	福本　英士	CTO（最高技術責任者）
執行役専務	栗田　秀一	ビジネス部門長 グローバル営業本部長
執行役常務	神阪　知己	オペレーション・生産部門長 生産本部長
執行役常務	山本　孝幸	CFO（最高財務責任者）

（注）1．渡部眞也は、取締役と執行役を兼務しております。
2．福本英士は、2026年８月31日をもって執行役を退任しました。

③当事業年度末日後の各執行役の担当

氏　　名	担　当	就　任　年　月　日
齊藤　雅彦	技術フェロー	2025年９月１日
渡部　眞也	CEO（最高経営責任者）	2024年11月25日
栗田　秀一	ビジネス部門長 グローバル営業部長 人財開発部長	2026年９月１日
神阪　知己	オペレーション・生産部門長 生産統括部長	2026年９月１日
山本　孝幸	CFO（最高財務責任者）	2025年９月１日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は光定洋介、松井幸郎、笹宏行、土屋奈生との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により塡補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役ならびに管理職であり、保険料は当社が全額負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には塡補の対象としないこととしております。

(4) 会社補償契約の内容の概要等

当社は、取締役渡部眞也、髙橋一夫、髙井壽秀、光定洋介、松井幸郎、笹宏行、土屋奈生及び執行役齊藤雅彦、栗田秀一、神阪知己、山本孝幸との間で、会社法第430条の２第１項に基づき、取締役又は執行役の職務執行に関連して生じた費用及び損失について、当該役員に補償を行う旨の会社補償契約を締結しております。また、2026年８月31日付で退任した執行役福本英士との間においても、退任までの間、同様の会社補償契約を締結しておりました。本契約においては、役員が法令違反の疑い又は責任追及に係る請求を受けた場合に必要となる弁護士費用等の防御費用や、確定判決又は和解に基づき第三者に対して支払う損害賠償金等について、通常要する範囲で当社が補償することを定めております。ただし、役員が悪意又は重過失をもって職務を執行した場合や、会社法第423条第1項に基づく責任を負う場合等については補償の対象外としております。また、役員が当該費用や損失について保険金その他の利益を受けた場合には、当社の補償額から控除することとしております。

(5) 取締役及び執行役の報酬等の総額

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の報酬委員会は、社外取締役が過半数で構成されており、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を以下のとおり定めております。

決定方法及び方針

当社経営環境及び他社の報酬水準等を踏まえ、取締役及び執行役の基本報酬及び業績連動報酬等の報酬制度の構築ならびに個人別の報酬額につき審議・決定しており、当事業年度に係る取締

役及び執行役の個人別報酬等についても当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社は「企業価値向上のための当社に適した人材の確保に必要な報酬水準」を基本方針としております。取締役報酬は、基本報酬（固定報酬）で構成され、執行役報酬は、基本報酬（固定報酬）とインセンティブ報酬で構成しており、透明で適正な運用を行うことにより、当社の業績向上に資することを報酬委員会の役割としております。

b. その他の方針

取締役又は執行役において、コンプライアンスの遵守事項の重大な違反、その他減額に値する行為があったと認定したときは、所定の社内手続きを経て、基本報酬の一部又は株式報酬について、減額又は取り消しを適用する仕組みを導入しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 （うち、 社外取締役）	68 （42）	68 （42）	- （-）	- （-）	8名 （6名）
執行役	329	193	131	5	6名
合計	398	261	131	5	14名

（注）1. 上表には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び同定時株主総会にて就任した２名を含んでおります。なお、期末現在の人員は取締役７名、執行役６名で、取締役のうち１名は執行役を兼務しております。

2. 取締役と執行役の兼任者には取締役としての報酬は支給せず、執行役の欄に執行役としての総額を記載しております。

3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結ベースの営業利益等であり、詳細は次頁をご確認ください。業績指標の実績は連結計算書類に記載のとおりであります。

③報酬体系

a. 取締役

取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬）により構成しております。基本報酬は委任する責任相当額及び経営監督機能の十分な発揮に資する金額とし、退職慰労金制度は設けておりません。また、執行役を兼務する取締役の報酬は、取締役としての役割に対する報酬を含め、執行役報酬として支給しております。

（基本報酬）

取締役報酬の基準額に対し、所属する委員会及び役職に応じて加算しております。

b. 執行役

執行役の報酬は、役位に応じた基本報酬（固定報酬）とインセンティブ報酬により構成しており、基本報酬（固定報酬）は、当社経営環境・他社水準などを鑑み、業務遂行に必要かつ十分と認められる金額としています。インセンティブ報酬は業績連動報酬（短期インセンティブ）と株式報酬（長期インセンティブ）で構成しており、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的としています。

執行役に対する報酬制度の全体像

構成	概要
固定報酬	市場の昇給動向を反映した水準とすべく、定期的に見直し
業績連動報酬	当社グループの業績達成に対する動機付けを高め、中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様との価値共有の促進を図ることを目的として、業績連動報酬を導入。 業績評価指標（KPI）は、連結売上高、連結営業利益、連結フリー・キャッシュ・フローといった財務指標に加え、個々の貢献を評価する個人業績評価を組み合わせることで、企業価値の多面的な向上を目指す。
株式報酬	中長期的な企業価値の持続的な向上と株主価値最大化への貢献を明確にし、インセンティブを強化するため、PSU（パフォーマンス・シェア・ユニット）を導入。 株主視点を重視するため、ROE（自己資本利益率）、相対TSR（TOPIX対比での株価成長率）をKPIとして設定。

例：代表執行役社長の報酬構成比

固定報酬	インセンティブ報酬	
基本報酬 (固定)	業績連動報酬 (STI)	株式報酬 (LTI)
50%	30%	20%

・従前の固定報酬比率65%を最大で50%まで引き下げ、インセンティブ報酬を拡大しました。
・その他の執行役の報酬構成比は、代表執行役社長の水準を基準に、下位の執行役ほど総報酬に占める基本報酬（固定報酬）の割合を高くなるように設定しています。

インセンティブ報酬の決定方法
（業績連動報酬）
役位に応じた基準額に対し、「全社業績評価（連結売上高、連結営業利益、連結フリー・キャッシュ・フロー）」及び「個人業績評価」の目標達成度に応じて基準額の33%～200%の範囲内で支給額を決定しております。なお、個人業績の評価対象者は、執行役会長、代表執行役社長（以下、トップマネジメントという）以外の執行役を対象としております。

各評価項目の基準額に対する評価割合は、次のとおりです。
・トップマネジメントの場合：全社業績評価100%
・それ以外の執行役の場合　：全社業績評価75%、個人業績評価25%

（株式報酬）
執行役に支給する株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上と株主との一層の価値共有を推進するため、パフォーマンス・シェア・ユニット（以下、PSUという）を導入しております。PSUとは、業績評価期間の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式を業績評価期間終了後に交付する類型の株式報酬です。当社の中長期的な企業価値向上と株主価値との連動性を目的として、「ROE」及び「相対TSR（対TOPIX）」をKPIとして設定しております。
事業年度ごとに役位に応じた株式報酬基準額から前期末の当社株価の終値を基にユニットを算出し、各執行役に付与しております。付与されたユニットは、３年後の評価期間終了後の達成度に応じ、最大で200%の支給率で付与株数を確定・交付いたします。なお、評価期間終了後に交付する株式数は、役位ごとにあらかじめ定められた「基準交付株式数」に、業績目標の達成度に応じた「支給比率」を乗じて決定いたします。また、「相対TSR（対TOPIX）」については、配当を含まない額とし、当社TSR成長率及びTOPIXにおける成長率の最終評価月の１か月の平均株価を基に達成度を算出しております。
なお、株式報酬はリテンションを目的として25%の最低支給額を設けております。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

・光定洋介氏は、産業能率大学 経営学部教授及び共同印刷(株)社外取締役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・松井幸郎氏は、Goldman Sachs Asset Management Value Accelerator Operating Advisor及び東邦ホールディングス(株)アドバイザーを兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・笹宏行氏は(株)京三製作所社外取締役、兼松(株)社外取締役及び(株)アマダ社外取締役を兼任しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・土屋奈生氏は(株)メイコー社外取締役及びLINEヤフー(株)執行役員法務コーポレートビジネスユニットリードを兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏　　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	光定　洋介	当事業年度開催の取締役会15回中15回、指名委員会８回中８回、監査委員会３回中３回のすべてに出席し、他社での会社役員や投資家としての経験、ならびにファイナンスの専門家としての見地から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。
取締役	松井　幸郎	当事業年度開催の取締役会15回中15回、指名委員会11回中11回、報酬委員会12回中12回、監査委員会11回中11回のすべてに出席し、ヘルスケア業界における豊富なグローバル経験と知見から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。
取締役	笹　宏行	取締役就任後開催の取締役会10回中10回、指名委員会８回中８回、報酬委員会８回中８回、監査委員会８回中８回のすべてに出席し、事業会社のCEO経験者としての見地から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。
取締役	土屋　奈生	取締役就任後開催の取締役会10回中10回、報酬委員会８回中８回及び監査委員会８回中８回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。

(注) 当社は、監査委員会の職務を補助するものとして監査委員会室を設置し、重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部監査部門及び執行役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保しております。

４．剰余金の配当等の決定に関する方針

当期の配当につきましては、期初配当予想の変更を行わず、１株当たり41円（中間配当17円、期末配当24円）といたします。

次期の配当につきましては、１円増配の１株当たり42円（中間配当18円、期末配当24円）を予定しております。2025年10月8日発表の中期経営計画2029で定めた財務運営方針を実行し、安定的増配による株主還元を実現してまいります。

〈ご参考〉コーポレート・ガバナンスに関する取組み

■コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は指名委員会等設置会社であり、2026年８月31日現在、取締役７名（うち社外取締役４名）及び執行役６名（兼務取締役１名を含む）により構成しております。

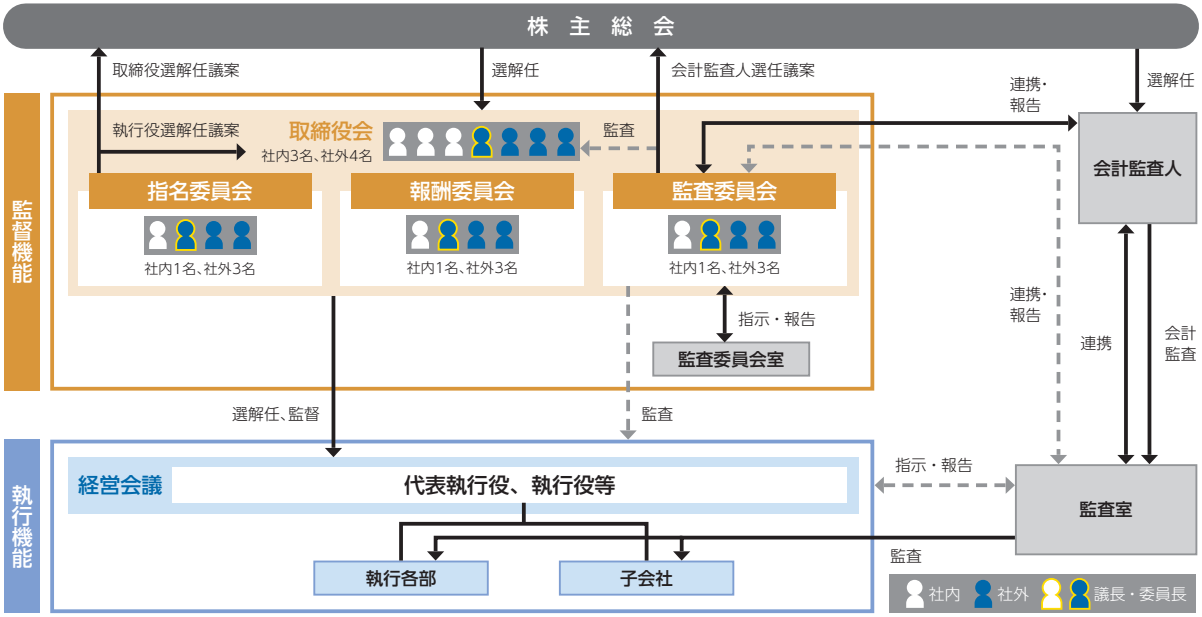
業務執行及び経営監視の仕組みとしては、株主総会において選任された取締役で構成する取締役会が、重要な会社の意思決定と執行役の監督を行い、経営を監視し、取締役会により選任された執行役が、担当業務毎に、権限が強化され、迅速で効率的な業務執行を実現しております。

各委員会について、指名委員会、報酬委員会、監査委員会の委員はその過半数が社外取締役で構成されております。

各委員会の概要として、「指名委員会」は定時株主総会に提出する取締役候補ならびに取締役会に提出する執行役候補を決定し、「報酬委員会」は取締役及び執行役の報酬制度・報酬金額等を決定し、「監査委員会」は取締役及び執行役の職務執行の違法性／妥当性監査と会計監査人選任案を決定しております。

当社グループの業務執行上の重要案件（取締役会決議事項を除く）については、社長及び執行役等で構成する経営会議にて諮問の上、社長が決裁することとしております。

■コーポレート・ガバナンス体制図（2026年８月31日現在）



Point 1

取締役会の独立性と経営の透明性

2004年に委員会等設置会社（現：指名委員会等設置会社）に移行

- **３委員会**を設置
- 各委員長は**社外取締役**
- 取締役**7名のうち、4名**が社外取締役
- 議長は執行役を兼務しない社外取締役
- **監督と執行の分離**
- **重要な財産の処分および譲り受けについては取締役会で決議**

Point 2

監査の実効性

- 監査委員会と監査室及び執行部門が相互に情報共有し、実効性のある監査を実現
- 監査委員会は会計監査人と**定期的なミーティング**を実施し、会計監査人の監査の状況をレビュー

Point 3

ガバナンス体制のアップデート

- 2018年より**独立社外取締役が取締役会議長**を務める

社外取締役比率	女性取締役比率
57.1% （４名/７名）	14.3% （１名/７名）

連結計算書類

連結貸借対照表　2026年８月31日現在

（単位：百万円）

科 目	前 期(ご参考)	当 期
資産の部		
流動資産	**29,978**	**37,288**
現金及び預金	18,424	26,494
受取手形	122	119
売掛金	2,851	2,834
有価証券	310	4
商品及び製品	744	1,036
仕掛品	3,147	3,022
原材料及び貯蔵品	2,446	2,730
その他	1,935	1,048
貸倒引当金	△3	△3
固定資産	**28,009**	**27,798**
有形固定資産	**25,758**	**25,015**
建物及び構築物	13,382	13,276
機械装置及び運搬具	4,136	4,297
工具器具備品	685	708
土地	4,432	4,324
建設仮勘定	3,044	2,326
その他	76	81
無形固定資産	**1,342**	**1,192**
ソフトウェア	557	401
その他	785	791
投資その他の資産	**908**	**1,590**
投資有価証券	63	291
繰延税金資産	455	706
保険積立金	248	261
リース債権	－	175
その他	141	155
貸倒引当金	－	△0
資産合計	**57,987**	**65,087**

科 目	前 期(ご参考)	当 期
負債の部		
流動負債	**3,494**	**5,207**
買掛金	250	255
未払金	582	941
リース債務	49	39
未払法人税等	1,089	2,032
賞与引当金	423	684
その他	1,097	1,252
固定負債	**931**	**894**
リース債務	27	42
退職給付に係る負債	612	520
資産除去債務	248	283
その他	43	48
負債合計	**4,425**	**6,101**
純資産の部		
株主資本	**48,054**	**51,351**
資本金	1,087	1,087
資本剰余金	1,160	1,160
利益剰余金	48,925	52,222
自己株式	△3,118	△3,118
その他の包括利益累計額	**5,507**	**7,634**
その他有価証券評価差額金	2	2
為替換算調整勘定	5,481	7,544
退職給付に係る調整累計額	23	87
純資産合計	**53,561**	**58,986**
負債純資産合計	**57,987**	**65,087**

連結損益計算書　2025年９月１日から2026年８月31日まで

（単位：百万円）

科 目	前 期(ご参考)		当 期	
売上高		**29,968**		**33,018**
売上原価		**10,650**		**11,042**
売上総利益		**19,317**		**21,976**
販売費及び一般管理費		**11,124**		**12,032**
営業利益		**8,193**		**9,943**
営業外収益				
受取利息	240		324	
持分法による投資利益	－		15	
為替差益	71		712	
作業くず売却益	62		89	
その他	27	402	56	1,198
営業外費用				
支払利息	3		1	
株式報酬費用消滅損	4		51	
未稼働用地関連費用	310		518	
その他	6	324	16	588
経常利益		**8,271**		**10,554**
特別利益				
保険解約返戻金	15		38	
固定資産売却益	13	28	4	43
特別損失				
固定資産売却損	1		－	
固定資産除却損	17		9	
減損損失	1,190		302	
その他	3	1,212	－	312
税金等調整前当期純利益		**7,087**		**10,284**
法人税、住民税及び事業税	2,291		3,326	
法人税等調整額	152	2,443	△278	3,047
当期純利益		**4,643**		**7,237**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,643**		**7,237**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

マニー株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
さいたま事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　酒　井　博　康

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　浅　井　則　彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、マニー株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結

計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2025年９月1日から2026年８月31日までの第67期事業年度における連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月23日

マニー株式会社　監査委員会

監査委員長　松　井　幸　郎　㊞
監 査 委 員　髙　橋　一　夫　㊞
監 査 委 員　笹　　宏　　行　㊞
監 査 委 員　土　屋　奈　生　㊞

（注）監査委員の松井幸郎、笹宏行、土屋奈生の3名は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

計算書類

貸借対照表　2026年８月31日現在

（単位：百万円）

科 目	前 期(ご参考)	当 期
資産の部		
流動資産	**17,087**	**22,153**
現金及び預金	8,681	13,890
受取手形	122	119
売掛金	3,189	4,041
有価証券	310	4
商品	10	19
製品	442	472
仕掛品	1,446	1,463
原材料及び貯蔵品	1,283	1,332
前渡金	0	0
前払費用	307	309
関係会社短期貸付金	73	228
未収入金	56	66
その他	1,165	208
貸倒引当金	△3	△3
固定資産	**28,752**	**29,770**
有形固定資産	**16,305**	**15,897**
建物	8,376	8,203
構築物	656	595
機械装置	606	957
車両運搬具	3	1
工具器具備品	299	383
土地	3,893	3,741
建設仮勘定	2,470	2,014
無形固定資産	**785**	**620**
ソフトウェア	498	354
その他	287	266
投資その他の資産	**11,661**	**13,253**
投資有価証券	63	298
関係会社株式	10,733	11,433
関係会社長期貸付金	－	255
繰延税金資産	501	714
保険積立金	248	261
リース債権	－	175
その他	114	113
貸倒引当金	－	△0
資産合計	**45,840**	**51,924**

科 目	前 期(ご参考)	当 期
負債の部		
流動負債	**3,461**	**4,896**
買掛金	956	951
未払金	534	722
未払費用	373	518
未払法人税等	1,058	1,990
前受金	69	108
預り金	110	21
賞与引当金	325	582
その他	32	1
固定負債	**563**	**544**
長期未払金	22	22
退職給付引当金	526	505
預り保証金	13	16
負債合計	**4,024**	**5,441**
純資産の部		
株主資本	**41,813**	**46,480**
資本金	**1,087**	**1,087**
資本剰余金	**1,160**	**1,160**
資本準備金	1,134	1,134
その他資本剰余金	25	25
利益剰余金	**42,684**	**47,352**
利益準備金	91	91
その他利益剰余金	42,592	47,260
別途積立金	37,665	38,565
繰越利益剰余金	4,927	8,695
自己株式	**△3,118**	**△3,118**
評価・換算差額等	**2**	**2**
その他有価証券評価差額金	2	2
純資産合計	**41,815**	**46,483**
負債純資産合計	**45,840**	**51,924**

損益計算書　2025年９月１日から2026年８月31日まで

（単位：百万円）

科 目	前 期(ご参考)		当 期	
売上高		**25,621**		**28,376**
売上原価		**11,216**		**11,258**
売上総利益		**14,404**		**17,117**
販売費及び一般管理費		**7,752**		**8,044**
営業利益		**6,652**		**9,073**
営業外収益				
受取利息及び配当金	147		2,444	
為替差益	284		612	
その他	15	447	23	3,080
営業外費用				
支払利息	0		－	
株式報酬費用消滅損	4		51	
未稼働用地関連費用	310		518	
その他	1	316	4	574
経常利益		**6,782**		**11,578**
特別利益				
保険解約返戻金	15		38	
固定資産売却益	4	19	4	42
特別損失				
固定資産売却損	1		－	
固定資産除却損	16		9	
減損損失	－	17	291	301
税引前当期純利益		**6,784**		**11,319**
法人税、住民税及び事業税	2,016		2,925	
法人税等調整額	△45	1,970	△212	2,712
当期純利益		**4,814**		**8,607**

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

マニー株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
さいたま事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　酒　井　博　康

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　浅　井　則　彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マニー株式会社の2025年9月1日から2026年8月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められてい

る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査委員会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第67期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査（海外現地調査を含む）いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2.監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月23日

マニー株式会社　監査委員会

監査委員長　松　井　幸　郎 ㊞

監 査 委 員　髙　橋　一　夫 ㊞

監 査 委 員　笹　　宏　　行 ㊞

監 査 委 員　土　屋　奈　生 ㊞

（注）監査委員の松井幸郎、笹宏行、土屋奈生の3名は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

定時株主総会　会場ご案内図

日時　2026年11月26日（木曜日）午後１時（受付開始12時30分）

会場　ライトキューブ宇都宮 ３階 中ホール　栃木県宇都宮市宮みらい１番20号





［ アクセス ］

JR宇都宮駅 東口直結

会場には駐車場がございませんので公共交通機関をご利用いただくか、近隣の有料駐車場をご利用くださいますようお願い申し上げます。

ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080
www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。